

能代法人会

法人会ニュース

(1)第163号

令和8年8月1日

163



五能線のヒマワリ（八峰町）

目次

- | | |
|------------------------------------|---|
| ★第14回定時総会、第14回女性部会・青年部会定時報告会 | 2 |
| ★女性フォーラム埼玉大会、新会員紹介 | 3 |
| ★難局を拓く名言・克己心 | 4 |
| ★青年部会租税教室を開催、能代税務署人事異動（法人関係） | 5 |
| ★事業報告、特別講演会 | 6 |

第十四回

定時総会を開催

第十四回定時総会は、去る六月十五日(月)午後五時より能代市「ブラザ都」において開催されました。

ご来賓として久保能代税務署長はじめ、佐藤能代商工会議所会頭、塩谷東北税理士会能代支部長等多数の方々にご臨席を賜りました。

総会は、本人出席43名、委任状出席267名、出席会員総数310名で定刻通りに始まりました。

議事では、第一号議案 令和七年度決算承認の件、第二号議案 会費規程第2条改定の件が上程され、何れも異議なく承認可決されました。



続いて報告事項(理事会承認事項)として、令和七年度事業報告、令和八年度事業計画、令和八年度収支予算について報告しました。令和八年度事業計画につきましては、税知識の普及を

目的とするセミナーや説明会の開催、経営に関する研修会や地域貢献等に関する事業、国税電子申告・納税システムe-tax普及推進、一般市民も参加できる講演会等の公益事業に力を入れていくことを確認しました。

表彰については、議事終了後に表彰式を行い、被表彰者へ表彰状と記念品を授与しました。

永年勤続功労役員表彰、優良経理担当者表彰、福利厚生制度推進担当者表彰、公益財団法人全国法人会総連合表彰、一般社団法人秋田県法人会連合会表彰を行い9名の方々が表彰されました。

◎永年勤続功労役員表彰

佐藤 幸樹

(株)秋田自動車検査場

佐藤 周一

(株)サークス

山田 倫

能代電設工業(株)

◎優良経理担当者表彰

一般社団法人秋田県法人会連合会会長

公益社団法人能代法人会会長 連名表彰

山口 敏幸

(有)伊藤組

伊藤 祥子

(有)酒のほさか

公益社団法人能代法人会会長表彰

市川 江里香

(有)伊藤組

松山 美智子

(株)秋田重車輻

◎福利厚生制度推進担当者表彰

高橋 政美

大同生命保険(株)

◎公益財団法人全国法人会総連合表彰

相原 春樹

(公社)能代法人会

◎一般社団法人秋田県法人会連合会表彰

相原 春樹

(公社)能代法人会

女性部会

第十四回定時報告会を開催

女性部会第十四回定時報告会は、去る四月二十一日(火)午後六時より能代市「ブラザ都」において開催されました。

議事では、第一号議案 令和七年度事業報告並びに収支決算承認の件と第二号議案 令和八年度事業計画(案)並びに収支予算(案)承認の件が上程され、何れも異議なく承認可決されました。

令和八年度事業計画については、e-tax利用の普及推進、小学生税に関する絵画が作品募集と展示については管内の全小学校へ訪問してお願いすること、社会貢献活動に積極的に取り組むこと等税の知識や教養を深め、地域社会への貢献と企業の健全な発展に寄与すること等を確認しました。



青年部会

第十四回定時報告会を開催

青年部会第十四回定時報告会は、去る四月二十三日(木)午後六時より能代市「シャトー赤坂」において開催されました。

議事では、第一号議案 令和七年度事業報告並びに収支決算承認の件と第二号議案 令和八年度事業計画(案)並びに収支予算(案)承認の件が上程され、何れも異議なく承認可決されました。

令和八年度事業計画については、e-tax利用の普及推進、日本の未来を担う子供たちに税の仕組みや大切さを知ってもらうために小学生への租税教室を管内全小学校で開催すること、税に関する研修会への参加等税の団体としての活動を行うについて確認しました。

また、本年十一月十九日、二十日に島根県松江市で開催される「第40回法人会全国青年の集い島根大会」に参加し、「租税教育活動プレゼンテーション」や「会員交流分科会」等を通して租税教育活動の更なる充実を図っていくことを確認しました。部会員一丸となつて知恵を絞り汗を流して更なる飛躍を目指します。



「第二〇回法人会全国女性フォーラム 埼玉大会」に参加して

女性部会部会長 越前 文子

第二〇回法人会全国女性フォーラム埼玉大会が、「彩の国から輝く未来へ」女性が創る新時代」をテーマに、四月十六日さいたま市大宮区の大宮ソニックシティで開催されました。全国から1700人の女性会員が集いました。能代法人会からは、私と事務局の2人の参加となりました。

オープニングはふじみ野市を拠点に活躍しているジャズダンスパフォーマンスチーム「Jazz」の児童生徒たちの力強いパフォーマンスから大会が幕を開けました。会場の照明がゆつくりと落ち、音楽が流れ始めた瞬間から会場は大盛り上がりでした。キレのある動きとダイナミックなダンスに思わず息をのんで見入ってしまい、純粋なエネルギーと躍動感に圧倒され拍手が止まりませんでした。

記念講演では、埼玉県秩父市出身の落語家 林家たい平氏をお迎えし、「笑顔のもとに笑顔が集まる」という演題でお話をうかがいました。ふるさと秩父での少年時代のエピソードや、落語家としての修業時代に、こん平師匠から「芸は人なり、テクニクを磨く人、人を磨け」の教えを受けたことなど、ご自身の体験をユーモアたっぷりにお話しされました。「出会いには神から与えられた必然的なものの「嫌いな人との出会いも同じ」など人と人とのつながりの中で生まれる自身の



生き方から笑顔の力について温かい言葉で伝えてくださいました。自分からまず笑顔でいることで、周りの人も自然と笑顔になり、その輪が地域全体を明るくしていくというお話は、日頃の女性部会活動と深く重なり合い、強く心に残りました。



大会式典では、小学生対象の「税に関する絵はがきコンクール」に関する取り組みを積極的に展開し、地域で存在感ある団体として活動していきたいと宇野会長。村上全法連女性部会会長は懇親会では食品ロスの削減として3010運動よりも時間設定を短くし、最初の15分と最後の10分はお食事の時間とします、と食品ロスの啓発に力を入れておられました。次に国税庁はじめ埼玉県知事、さいたま市長からご臨席いただき挨拶をいただきました。そして埼玉県内各法人会女性部会の活動が報告されました。税の絵はがきの応募数が全国で最も多い単位会でもあり、税の周知活動への熱量の高さを感じました。その中でも税の絵はがきコンクールの受賞者に自分で描いた絵はがきを切手シートにしてプレゼントをするなど、創意工夫を凝らした活動がいくつもあり、今後の法人会活動に大変参考になりました。二日目は、秩父方面へのエクスカージョンに参加しました。羊山公園の芝桜の丘では、色とりどりの芝桜がじゅうたんのようになり一面に広がり、雄大な武甲山を背景にした彩り豊かな景色に心が洗われる思いがしました。続いて秩父三社を参拝しました。初めに三峯神社です。静かな杉木立の中で厳かな空気に包まれながら、関東随一の開運の神社として根強い人気のパワースポット

です。続いて秩父神社です。境内の彫刻や社殿を眺めながら、先人たちが積み上げてきた時間と知恵に思いを馳せ、自社の経営にも長期的な視点が必要であることを再認識しました。最後は寶登山神社です。火災や盗難除けなど、生活と事業を守るご利益が語られており、現実的なリスクから会社と従業員を守る重要性を強く意識しました。秩父三社への参拝では、多くの会員が終始真剣な表情で手を合わせている姿が印象的でありました。経営環境が不透明さを増す中、それぞれが自社の発展と社員の安全、地域社会への貢献を心に念じていることがひしひしと伝わってきました。参拝の列に並ぶ会員の姿からは、単なる観光ではない「祈り」と決意の空気が感じられました。

参拝後は美味しい昼食に、長瀬では荒川の流れに揺られながら川下りを楽しみ、岩壁の景観や新緑を間近に感じる事ができました。船頭さんの軽妙なガイドに笑い声があふれ、自然の美しさと埼玉の魅力を改めて実感する時間となりました。

このエクスカージョンには、昨年の女性フォーラム北海道大会で一緒に徳島、栃木、塩釜、北九州各法人会の皆さまも参加されており、久しぶりの再会を心から楽しみました。再会の喜びを分かち合いながら近況を報告し合い、各地での女性部会活動の様子をうかがうことができたことは、全国大会ならではの大きな醍醐味だと感じました。

今回得た学びと刺激を持ち帰り、まずは自分自身が笑顔で一步を踏み出すことを心掛けながら、仲間と共に、より地域に根ざした女性部会活動を進めていきたいと思いました。



《新会員のご紹介》◎ご入会ありがとうございました。

【親 会】

(順不同・敬称略)

株式会社縫友	石 岡 タ カ	山本郡三種町鶴川字家の下11-8
メナード化粧品能代景林町代行店	信 太 美千代	能代市景林町2-25
ひるね農園合同会社	伊 藤 智 樹	山本郡三種町森岳字昼寝24-1
株式会社オールラウンド	禾 米 芳 瑩	能代市二ツ井町切石字白砂下19
株式会社Max creative	高 橋 栄 太	能代市柳町13-66

【女性部会】

昭和木材株式会社	館 岡 千佳子	能代市河戸川字上大須賀39-1
メナード化粧品能代景林町代行店	信 太 美千代	能代市景林町2-25
株式会社オールラウンド	禾 米 芳 瑩	能代市二ツ井町切石字白砂下19
株式会社青森グローバル産業秋田支店	仲 井 祐 子	山本郡八峰町峰浜沼田字明神根長30-1

【青年部会】

ひるね農園合同会社	伊 藤 喬 史	山本郡三種町森岳字昼寝24-1
-----------	---------	-----------------

難局を拓く

名言 克己心

経営ジャーナリスト 四井 靖雄

経営の現場では、数字や戦略だけでは測れない局面が必ず訪れる。

市場の変動、顧客の離反、資金繰りの逼迫、組織の停滞。どれも経営者にとって避けて通れない試練であり、時に心を折りかけるほどの重圧となる。

しかし、歴史を振り返れば、難局を突破した経営者の背後には、必ずと言っていいほど「己を律し、己を超える力」が存在している。

克己心は、経営者が最も頼るべき内なる資源であり、名言として語り継がれる言葉の多くも、この精神を核としている。

名言が人の心を揺さぶるのは、単なる美辞麗句ではなく、

厳しい現実を生き抜いた者の実感が凝縮されているからだ。

経営者が名言に触れたとき、そこに自らの姿を重ね、再び立ち上がる力を得ることができる。名言は外から与えられる刺激でありながら、最終的には内側に眠る克己心と呼び覚ます触媒となる。

経営者にとって克己心とは、感情を押し殺すことでも、無理を重ねることでもない。むしろ、弱さや迷いを正面から認めたうえで、それでも前に進む覚悟を固める力である。

例えば、苦境に立たされたとき、多くの人は状況のせいにしたくなる。景気が悪い、社員が育たない、取引先が厳しい。だが、名言が教えてくれるのは、環境を嘆く前に、

自分がどうあるべきかを問う姿勢だ。経営者が自らの在り方を整えたとき、組織は自然と方向性を取り戻し、社員の心も動き始める。

克己心は、日々の小さな選択の積み重ねによって鍛えられる。朝の一步をどう踏み出すか、迷ったときにどちらを選ぶか、苦言を呈されてどう受け止めるか。

経営者の判断は常に組織に影響を与えるため、些細な行動であっても、そこに宿る覚悟が周囲に伝わる。

名言が持つ力は、こうした日常の選択に指針を与えてくれる点にある。短い言葉であっても、経営者の心に深く刺さり、行動の軸を整える。

また、名言は経営者自身の視野を広げる役割も果たす。経営は孤独だと言われるが、名言に触れることで、時代や国を超えて多くの先人が同じ悩みを抱え、同じように苦しむことを知る。これは大きな励ましとなる。

自分だけが苦しいのではない、自分もまた挑戦者の一人

なのだ気づいたとき、経営者は再び前を向くことができる。

さらに、名言は組織文化を育てる力も持つ。経営者が心に響いた言葉を社員と共有し、その背景にある価値観を語ることで、組織の方向性が明確になる。社員は経営者の言葉から、何を大切にしているのかを読み取り、行動の基準を整える。

名言は単なる飾りではなく、組織の精神的な支柱となり得る。

克己心を持つ経営者は、困難を避けるのではなく、困難の中に成長の芽を見つつける。名言はその視点を磨くための道具であり、経営者が自らの内側にある力を引き出すための鍵となる。

どれほど厳しい状況であっても、経営者が自分を律し、前に進む意志を持ち続ける限り、道は必ず開ける。

名言はその歩みを支える灯火であり、克己心はその灯火を絶やさないための燃料である。

経営者が奮起する名言は、

単なる言葉ではなく、行動を促す力を持つ。名言に触れたとき、心が震えるのは、そこに自分の未来が映し出されているからだ。

経営者が名言を胸に刻み、克己心を磨き続けることで、どんな難局も必ず突破できる。経営とは挑戦の連続であり、その挑戦を支えるのは、外部の環境ではなく、経営者自身の内なる力である。名言はその力と呼び覚まし、克己心はその力を現実の行動へと変えていく。

経営者が歩む道は平坦ではない。

しかし、名言が与えてくれる洞察と、克己心がもたらす覚悟があれば、どんな逆境も未来への踏み台となる。経営者が自らを律し、己を超えようとする姿勢こそが、組織を導き、社会に価値を生み出す原動力となる。

名言はその歩みを照らす光であり、克己心はその光を胸に抱き続けるための力である。経営者がこの二つを携えて進むとき、難局は必ず拓かれる。

青年部会 租税教室を開催

租税教育活動は法人会青年部会の大きな柱と位置付けられており、全国の法人会では青年部会を中心として毎年積極的に租税教室を開催しております。令和8年度は租税教室を6年生が在籍する小学校、能代山本地域全15校で開催しました。4月10日に能代市立淳城南小学校、5月21日に能代市立浅内小学校、5月22日に八峰町立八森小学校、5月27日に能代市立向能代小学校、5月28日に三種町立金岡小学校、5月29日に能代市立第四小学校、6月1日に藤里町立義務教育学校藤里学園と八峰町立峰浜小学校、6月3日に三種町立森岳小学校と能代市立淳城西小学校、6月5日に能代市立第五小学校、6月17日に能代市立二ツ井小学校、6月19日に三種町立琴丘小学校、7月9日に三種町立浜口小学校、7月13日に三種町立湖北小学校で開催しました。未来を担う子供達に税の仕組み、税の大切さを説明しました。



淳城南小学校



浅内小学校



八森小学校



向能代小学校



金岡小学校



第四小学校



藤里学園



峰浜小学校



森岳小学校



淳城西小学校



第五小学校



二ツ井小学校



琴丘小学校



浜口小学校



湖北小学校

能代税務署定期人事異動 (法人関係) 令和8年7月10日付け(順不同・敬称略)

『よろしくをお願いします』

◇転入 () は前勤務先

- ・署長 大澤 明央
(仙台国税局調査査察部第一統括国税調査官)
- ・総務課総務課長 巻 栄治
(仙台国税局青森派遣納税者支援調整官)
- ・総務課上席 櫻庭 勝
(能代税務署管理運営・徴収部門上席徴収官)
- ・総務課総務係員 山口 太平洋
(山形税務署個人課税第三部門事務官)
- ・法人課税部門統括国税調査官 上田 良和
(秋田南税務署法人課税第二部門統括国税調査官)

『ありがとうございました』

◇転出 () は新勤務先

- ・署長 久保 進
(東京国税局茂原税務署署長)
- ・総務課総務課長 佐藤 和幸
(退職)
- ・総務課総務係員 五十嵐 公輔
(秋田南税務署資産税部門国税調査官)
- ・法人課税部門統括国税調査官 館岡 和彦
(本荘税務署法人課税部門統括国税調査官)

事業報告



R8.1.16~R8.2.27
税に関する絵はがき作品展



R8.1.16~R8.2.27
税に関する絵はがき作品展



R8.1.16~R8.2.27
税に関する絵はがき作品展



R8.1.16~R8.2.27
税に関する絵はがき作品展



R8.1.29
新設法人説明会



R8.2.26 高校生のための
面接マナーセミナー



R8.2.26 高校生のための
面接マナーセミナー



R8.3.2
社会保険労務士への相談会



R8.3.17
法人税申告書の書き方講座



R8.4.9
法人税決算申告説明会



R8.6.23 実務セミナー
助成金活用セミナー



R8.7.16
税制改正セミナー

特別講演会 「概略 預金保険制度」

特別講演会は6月15日(月)定時総会前に開催され、一般市民を含む53名が聴講しました。能代税務署長久保進様に預金保険機構に向向した経験をもとに「概略 預金保険制度」と題して講演していただきました。

預金保険制度は、万が一金融機関が破綻した時に預金者の預金を守る預金保険という国の制度で預金保険機構が運営していること、預金保険機構は昭和46年7月に政府・日銀・民間金融機関(全銀共)の1/3ずつの出資で設立された金融庁および財務省を監督官庁とする認可法人で法人税法上は法人税法2条6号に該当する公益法人等に該当することを説明されました。特に預金保険機構の名前が知られるようになった出来事として、1997年都市銀行の北海道拓殖銀行の破綻、および山一証券の破綻等があり、その後も続いたバブル後に生じた金融不安・銀行の倒産に対応するという事で預金保険法の改正を行いながら業務内容や組織が拡充され、金融機関の破綻が落ち着き預金の全額を保護する措置が終了した2005年以降組織は縮小方向になった旨説明されました。

金融機関が破綻した事例では2003年の足利銀行までは特例により預金全額が保護されましたが2010年9月の日本振興銀行の破綻ではペイオフにより1千万円までは保護されたものの、それを超える部分は保護されなかったことを説明されました。また預金保険機構は保険と言っても預金者が保険料を支払うことは無くその預金を預かっている金融機関が保険料の支払いをしていることを説明されました。預金保険には対象となる預金と対象にならない預金があり当座預金・普通預金・定期預金等は対象になるものの外貨預金・譲渡性預金等は対象外であり例外として当座預金等の決済預金は全額保護となることを説明されました。ただ通常の会社が破綻した時と同じように債権額と債務額の財産状況に応じて配当等がなされることがあること、また預金保険の対象となる金融機関は国内に店舗があり国内に本店がある金融機関であること、国内の金融機関でも海外支店は対象外となること、また国内に店舗があっても外国の銀行は対象外となることを説明されました。更に農業協同組合・漁業協同組合等は別途他の制度で保護されていることも説明されました。

また金融機関が破綻した時の預金保護の仕組みには資金援助方式と保険金支払方式の2方式があり、資金援助方式は破綻した金融機関の

講師 能代税務署 署長 久保 進 様

一部またはすべてをほかの健全な金融機関が承継し、預金保険機構がそのために必要なコストを救済金融機関に資金援助するかたちで預金の保護を行う方法であること、保険金支払方式は預金者に対して直接保険金を支払うかたちで預金の保護を行う方法であり、どちらの方式でも保護の範囲は同じであると説明されました。

金融機関が破綻した場合、預金は早く引き出した方がいいのかについては結論としては万が一破綻しても慌てて引き出す必要は無く金曜日の営業終了後に破綻発表しても土日に名寄せ作業をして月曜日には一定の範囲で営業を継続することになっているので早い者勝ちになることは絶対に無いこと、保護されなかった預金等については裁判所の関与により法的に処理され他の債権者と同様に公平公正な支払いが行われることを説明されました。同じ金融機関に複数の口座を持っている場合は名寄せをされるので注意が必要なこと、また保護範囲を超えた預金についても裁判所の管理によって戻って来る可能性はあるものの、その支払いまで相当期間かかるため預金保険機構では一定の率を決定してその率を乗じて預金者に支払う概算払いという制度があることを説明されました。

次には是非覚えていて欲しいものとして「相殺の仕組み」について説明されました。もし破綻した金融機関に借入がある場合、相殺した方が有利になることが殆どであり相殺は預金者が破綻した金融機関に自分で手続きすることになること、必ず自分でしなければならないということを説明されました。また概算払いを受けた預金は相殺が出来ないので必ず概算払いの手続きをする前に相殺の手続きを行うこと、そして相殺を行った場合と行わない場合で未相殺の預金は保護金額に含まれてしまうため最終的に受け取る実質金額が変わってしまうことを説明されました。

最後に、現在は銀行が破綻するということは想像もつかないような状況ではあるものの、万が一そのようなことが起きた時に相殺手続きだけは忘れずに行うよう貴重なアドバイスをいただきました。

